

デイサービスセンター 関宿ナーシングビレッジ 指定通所介護(日常生活支援総合事業)
事業運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人佰和会が設置するデイサービスセンター 関宿ナーシングビレッジ(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、機能訓練指導員及び看護師等が、要介護状態又は要支援状態 にある高齢者に対し、適切な指定通所介護〔日常生活支援総合事業〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定予防通所事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

指定予防通所事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

7 指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 デイサービスセンター 関宿ナーシングビレッジ

二 所在地 千葉県野田市桐ヶ作666番地

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに法令等に規定されている指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

二 生活相談員 営業日ごとに、サービス提供時間を通じて専従で1名以上

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕の利用者の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画(通所型サービス計画書)の作成等を行う。

三 介護職員 営業日ごとに、サービス提供時間を通じて専従で3名以上

介護職員は、通所介護計画書(通所型サービス計画書)に従い、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行い、そのサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行う。

四 看護職員 営業日ごとに1名以上

看護職員は、利用者の心身の状況を把握し、利用者の状況に適したサービスの提供を行う。

五 機能訓練指導員 営業日ごとの1名以上

機能訓練指導員は、通所介護計画書(通所型サービス計画書)に従い、利用者の居宅における自立支援又は、機能低下の防止をするための機能訓練を行う。

六 栄養職員 管理栄養士1名以上

栄養職員は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。

七 調理員(委託)

(営業日及び営業時間及び定員)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日を除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 サービス提供時間 月曜日から土曜日 午前9時30分から午後4時30分(送迎時間を除く)までとする。ただし、午後6時30分から午後9時30分については、延長サービスの対応とする。(延長料金については、介護報酬告示上の額の一割)

四 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

2 事業の実施における利用者の一日の定員は25名以内とする。

(指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕の内容)

第6条 指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導及び相談 レクリエーション
- 二 機能訓練
- 三 養護
- 四 健康チェック
- 五 送迎
- 六 入浴サービス
- 七 栄養相談
- 八 給食サービス

(利用料等)

第7条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示19号)」によるものとする。

- 2 指定日常生活支援総合事業・通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、「野田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領」(以下「算定基準要領」という。)によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の、負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。

3 食事

材料費 1食あたり 530円

- 4 おむつ代 紙おむつ(M) 115円 (L) 133円

リハビリパンツ(M) 199円 (L) 281円

尿とりパット 26円 ※いずれも1枚の価格

- 5 その他、指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

- 6 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料としてその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- 7 指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、野田市、北葛飾郡杉戸町、猿島郡境町、坂東市、春日部市の区域とする。

2 通常の指定日常生活支援総合事業の実施地域は、野田市の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者はサービスを受ける際、以下に示す事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は事業所内での器物及び設備を使用する際、あらかじめ機能訓練指導員等の示す、安全な方法で取り扱わなくてはならない。
- 二 利用者は故意に他の利用者に迷惑をかける行為をしてはならない。
- 三 利用者は利用の際、必要最低限の金品を所持することとし、貴重品についてサービス提供中は管理者に保管を依頼するよう努めなければならない。

(緊急時等における対応)

第11条 従業者は、指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕の提供を行っているときに利用者に 病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告をする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は消防法施行規則第8条に規定する防火管理者を置き、消防法施行規則第

3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する消防計画を策定し、定期的な訓練の実施を行わなければならない。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕の提供に係る利用者及び、家族の苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定日常生活支援総合事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは、帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は、その再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第15条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また管理者は、地方自治体等が実施する介護職員等の質的向上を図るための研修に、積極的に参加するよう努力する。

2 従業者は、個人情報保護法及び、その他の個人情報に関する規定を遵守し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定通所介護〔指定日常生活支援総合事業〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は社会福祉法人佰和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。